

【訪問型サービス】

(予防給付型)

- Q 1 報酬の算定の仕方はどうなるのか？
- Q 2 介護予防サービス支援計画書には月額報酬としてサービスを定めていたが、結果として月1回しか利用しなかった場合、請求はどうなるのか？
- Q 3 回数単価の利用の場合、利用回数や単位数に上限がありますか？
- Q 4 介護予防サービス支援計画書に計画していたサービスが、結果としてサービス内容を変更した場合、請求はどうなるのか？
- Q 5 生活援助中心のプランから月途中で身体介護が必要となりプランを作りなおした場合、請求はどうなるのか？
- Q 6 要支援1の方が週2回、週2回を超えるサービスを利用することは可能か？
- Q 7 生活援助中心のプランで、所要時間が計画より実績の方が多い場合など、計画に基づき請求するのか？実績に基づき請求するのか？
- Q 8 自立支援が目的の見守りで行う家事動作支援は身体介助と生活援助サービスどちらになるのか？
- Q 9 令和6年4月1日以降、訪問型サービスのケアプランへの記載の仕方はどうなるのか。
- Q 10 令和6年3月31日以前に作成したケアプランへの訪問型サービスの記載の仕方はどうなるのか？また令和6年3月31日以前に作成したケアプランで、身体介護と生活援助中心の区分けが確認できないような場合はどうするか。

Q 1 報酬の算定の仕方はどうなるのか？

月額報酬と回数単価での報酬算定がありますが、算定条件としては以下のとおりとなります。

- ・月額報酬・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスを週 1 回程度、週 2 回程度、週 2 回を超える程度の区分を決め介護予防サービス支援計画書に位置付けた場合算定できます。
- ・標準的なサービス・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスですが、使い方の例としては、退院直後に集中的に利用する場合や回数が週ごとに異なるなど不定期的に使う場合を想定しています。
- ・生活援助中心・・・生活援助（掃除、調理など）のみのサービス提供の場合は、提供時間ごとの単価により回数単価で算定してください。月額報酬での算定はできません。
- ・短時間身体介護・・・20 分未満で送迎の際の車の乗り降り補助など身体介護のサービス提供の場合、回数単価で算定してください。

Q 2 介護予防サービス支援計画書には月額報酬としてサービスを定めていたが、結果として月 1 回しか利用しなかった場合、請求はどうなるのか？

計画書に定めた区分での請求となるため、月額報酬で算定してください。

Q 3 回数単価の利用の場合、利用回数や単位数に上限がありますか？

利用回数に上限はありませんが、単位数の上限としては、3,727 単位です。

生活援助に関しては、介護予防サービス支援計画書に位置付けた回数を目安にしてください。

Q 4 介護予防サービス支援計画書に計画していたサービスが、結果としてサービス内容を変更した場合、請求はどうなるのか？

月の途中でのサービスの内容が変更になった場合でも、介護予防サービス支援計画書に位置付けたサービス内容で請求をすることとなります。ただし、介護予防サービス支援計画書の内容と異なるサービス提供が継続する場合は、速やかに介護予防サービス支援計画書の変更が必要です。

例) 週 2 回利用。月曜日に生活援助（掃除・洗濯）水曜日に身体介護（入浴介助）を利用する予定で介護予防サービス支援計画書に位置付け月額報酬を算定することとしていたが、体調不良で今月は生活援助のみ利用した。→月額報酬で算定。

Q 5 生活援助中心のプランから月途中で身体介護が必要となりプランを作りなおした場合、請求はどうなるのか？

当初分は生活援助中心の回数単価で請求し、プラン変更後は標準的な内容のサービス又は短時間の身体介護の回数単価で請求してください。プラン変更をした次の月からは月額報酬での請求となります。

例) 生活援助で週1回利用していたが、短時間の受診支援または入浴介助が必要となりプラン変更

変更前：220単位（45分以上の生活援助）×回数

変更後：220単位（45分以上の生活援助）×回数 ＋ 163単位（短時間の身体介護）または287単位（標準的なサービス）×回数

Q 6 要支援1の方が週2回、週2回を超えるサービスを利用することは可能か？

要支援1の方が週2回、週2回を超えるサービスを利用することは可能です。ただし、必要性については適切なケアマネジメントに基づき判断してください。

Q 7 生活援助中心のプランで、所要時間が計画より実績の方が多い場合など、計画に基づき請求するのか？実績に基づき請求するのか？

介護予防サービス支援計画書に位置付けた計画に基づき請求を行ってください。

例) 週1回利用。生活援助（掃除）を40分利用する予定で介護予防支援サービス計画書に位置付けている。Aヘルパーの場合は40分で実施しているが、Bヘルパーの場合は50分で実施。→計画に基づき179単位で請求。

Q 8 自立支援が目的の見守りで行う家事動作支援は身体介助と生活援助サービスどちらなのか？

アセスメントの結果、担当のケアマネジャーが必要と判断すれば、身体介助サービスで算定可能です。

※【参考資料】平成30年3月30日 介護保険最新情報 Vol.637

Q 9 令和6年4月1日以降、訪問型サービスのケアプランへの記載の仕方はどうなるのか。

ケアプランへの記載の仕方については、「訪問型サービス（予防給付型）週1回程度」・「訪問型サービス（予防給付型）生活援助中心」・「訪問型サービス（予防給付型）短時間の身体介護」など内容が分かるようにケアプランへ記載してください。

Q 10 令和6年3月31日以前に作成したケアプランへの訪問型サービスの記載の仕方はどうなるのか？また令和6年3月31日以前に作成したケアプランで、身体介護と生活援助中心の区別が確認できないような場合はどうするか。

令和6年3月31日以前に作成したケアプランについては、次回更新やケアプラン変更の際に記載を変更してください。ただし、令和6年3月31日以前に作成したケアプランへ記載された内容から、身体介護なのか生活援助中心なのか読み取れない場合は、判断が出来るようにケアプランの記載内容を変更してください。その場合、ケアプランの変更は軽微な変更として対応可能です。